

岐阜県公報

号外 (3) 令和二年三月二十四日

目
告 示 次

道路の供用開始

(道路維持課)

ページ
一

岐阜県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係方面は、令和二年三月二十四日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縱覽に供する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 筆

告 示

国一道般	類の道種路
号四百十八	路線名
三地先から 一市中洞字波瀬ノ上四二四	山県市富永字南屋敷一九八番
合計〇	ルメート長
令和 二・三	の期日 供用開始
平成 六・二五	ほ示変決(備 か年更定区 月の又域 日告はの考

令和二年三月二十四日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社